

熊本都市計画被災市街地復興推進地域の決定（益城町決定）

1. 被災市街地復興推進地域の検討

平成 28 年熊本地震により市街地全域において甚大な被災を受けた益城町市街地部の緊急かつ健全な復興を図るため、都市基盤整備の必要性と被災状況を勘案し、被災建築物が現位置に再建することで不良な街区を形成する懸念のある箇所を抽出し、その整備手法を検討したうえで被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。

2. 被災市街地復興推進地域の検討

① 都市基盤整備の必要性検討

- 避難路や避難地等の状況を整理
 - ・ 避難路としての機能が不足する 4 m 未満の狭あい道路の状況
 - ・ 避難地となる公園等が不足するエリア

【一次選定】避難路・避難地等の都市基盤整備の必要性を検討
[都市基盤整備計画・防災まちづくり計画案]

② 建物被害の状況に応じた不良な街区形成が懸念されるエリアの検討

- 幅員 4 m 未満の道路（狭あい道路）が多いエリアの抽出
- 全壊した建物が多いエリアの抽出
 - ・ 被災証明による全壊建物が 5 棟以上で外周が囲まれたエリア

【二次選定】建物被害の状況から不良な街区形成が懸念されるエリアを選定

③ 益城町復興計画における地域の位置付けに応じた検討

- 都市拠点等
 - ・ 都市拠点として位置づけられた区域及び県道熊本高森線の沿道との一体的整備が想定される区域について、面的整備手法の導入を念頭に区域を選定
- その他街区改善エリア
 - ・ 被災建築物の状況や公共施設の整備状況から、地区毎の市街地カルテを作成
 - ・ 市街地カルテを基に、緊急性等を勘案し地区毎の優先順位を検討

【三次選定】街区改善エリアのうち優先順位の高い箇所と都市拠点エリアを被災市街地復興推進地域に指定

3. 市街地整備手法の検討

① 被災市街地復興推進地域における整備検討

- 益城町復興計画において「都市拠点」に位置付けられたエリアについては、土地区画整理事業による整備を検討
- その他、避難路や避難地等の適正配置が必要な街区改善エリアについては、街路や公園等の都市計画決定に加えて、住民合意に基づき地区計画を都市計画決定し、都市防災総合推進事業や住環境整備事業による整備を検討

② その他の市街地における整備検討

- 被災市街地復興推進地域以外のエリアについては、部分的な復旧・復興事業により街区の改善を行うこととし、住民合意に基づく地区計画の都市計画決定により、家屋等の再建や建替えに合わせて、漸次的に地区施設の整備を検討

4. 都市計画決定の内容

| | |
|---------------------------------|---|
| 名称 | 益城町被災市街地復興推進地域 |
| 位置 | 上益城郡益城町木山、宮園、寺迫、辻の城、安永、馬水、惣領、福富、古閑、広崎の各一部 |
| 面積 | 約 222.5 ha |
| 緊急かつ健全な復興を図るため市街地整備の方針 | 当地区では、平成 28 年熊本地震により被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業や地区計画の都市計画決定等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図る。 |
| 被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限期間満了の日 | 平成 30 年 4 月 13 日 |

5. 都市計画決定の範囲

